

東京圏から長崎市へ移住される方へ！

長崎市移住支援補助金のご案内

東京圏^{※1}から長崎市へ移住し、仕事をされる方に対して補助金を交付します！

申請前に電話、メール等で必ずお問い合わせください！

単身者：**60**万円 2人以上：**100**万円

18歳未満の世帯員1人につき100万円の加算があります！

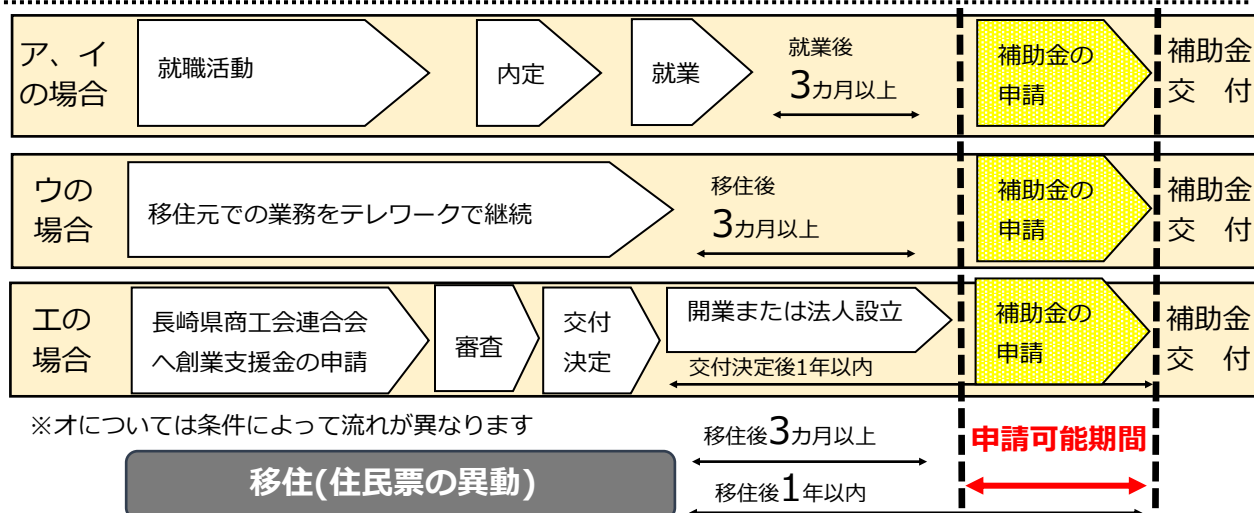
交付には要件があります。主な要件として、次の1、2、3があり、全てに該当する方が対象となります。詳細な要件は2,3ページに掲載していますので、ご確認ください。

対象者の主な要件

- 1 移住元 **5年以上東京23区内に在住又は通勤していた方**
- 2 移住先 **長崎市内に転入後3カ月以上1年以内の方^{※1}(5年以上継続して居住する意思が必要)**
- 3 その他 **次のア～オのいずれかの方**
 - ア **長崎県が運営する就職支援マッチングサイトに掲載された法人の求人に応募し、就業した方**
 - イ **プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方**
 - ウ **移住元での業務をテレワークで行っている方**
 - エ **創業支援金の交付決定を受け、個人事業主の開業又は法人を設立した方**
 - オ **長崎市が定める関係人口の要件を満たす方**

※1 2月16日から3月31日は申請ができませんので、ご注意ください。

交付までの流れ



お問い合わせ先

長崎市企画政策部長崎創生推進室

住所：〒850-8685 長崎市魚の町4-1 9F

電話：095-829-1249

E-mail：sousei@city.nagasaki.lg.jp



ホームページ



E-mail

補助金の対象要件

補助金の交付対象となる方は、次の1に規定する全て要件を満たし、2～5に規定する要件のいずれかを満たす方です。2人以上の世帯の申請をする場合は、6に規定する全ての要件も満たす必要があります。

1 共通 (1)～(6)全てを満たしていること

- (1)次のア、イのどちらにも該当する。
 - ア 転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域^{*1}以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していた。この場合において、東京圏に在住し、東京23区内の大学等^{*2}へ通学し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に通勤していた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
 - イ 転入する前日まで連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していた。(ただし、東京23区への通勤の期間については、転入する3月前までを当該1年の起算日とすることができる。)
- (2)長崎市内へ転入し、転入後3カ月以上1年以内である。
- (3)長崎市に補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思がある。
- (4)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- (5)日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
- (6)長崎市市税を滞納していない。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

2 就業の場合(1)～(6)全てを満たすこと^{*3}

- (1)勤務地が長崎県内に所在する。
- (2)就業先の求人が、長崎県が運営する就職支援マッチングサイトに補助金の対象として掲載された求人である。
- (3)(2)の求人への応募日が、マッチングサイトに掲載された日以降である。
- (4)就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。
- (5)勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載されている法人に

就業し、補助金の申請日において当該法人に連続して3カ月以上在職し、かつ、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。

- (6)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

3 テレワークの場合

(1)、(2)全てを満たすこと

- (1)所属している事業者からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- (2)内閣府が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属している事業者から当該移住者に資金提供されていない。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

4 創業の場合

- (1)長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業(創業支援事業)において創業支援金の交付決定を受け、個人事業の開業又は法人の設立を行った。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

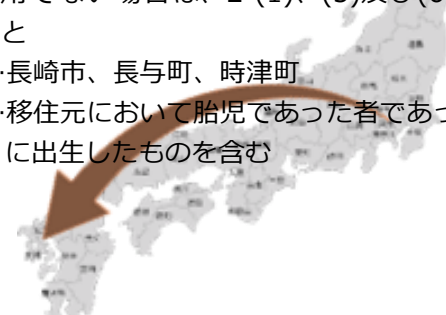
5 関係人口の場合

申請者又は申請者の同一世帯の者が、次の(1)のいずれかに該当し、かつ、申請者が(2)～(6)のいずれかに該当する。

- (1)関係人口 次のア～シのいずれかを満たすこと
 - ア 補助金の申請前に長崎県及び長崎市が設置する移住に関する相談窓口で相談を行い、長崎県にあつては移住者支援システム、長崎市にあつては相談記録のどちらかに掲載されている。
 - イ 長崎広域連携中枢都市圏^{*4}を形成する自治体に居住したことがあること。
 - ウ 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校に通学したことがある。

補助金の対象要件

- 工 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する事業所で勤務したことがある。
 - オ 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体にふるさと納税等の寄付をしたことがある。
 - カ 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体で行う事業に対し、寄付又は出資を行い、地域活性化に寄与したことがある。
 - キ 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校、事業者及び市民活動団体の事業実施に関わり、教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与したことがある。
 - ク 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する事業者に対して出資を行い、地域経済の発展に寄与したことがある。
 - ケ 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する市民活動団体の会員となり、地域課題の解決に寄与したことがある。
 - コ 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体等が自治体の振興を図るため、情報発信又は情報提供及び親善交流を行うことを目的として任命した者である。
 - サ 長崎商工会議所が実施している長崎歴史文化観光検定に合格した。
 - シ 長崎県内に本拠地を置き、長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体の芸術・文化・スポーツ等の振興に寄与している団体のファンクラブ等に加入している。
- (2)就業 次のア～エの全てを満たすこと
- ア 勤務地が長崎県内に所在する。
 - イ 就業先が、長崎県内に事業所を有する事業者である。
 - ウ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、補助金の交付申請日において、当該就業先に連続して3カ月以上在職し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
 - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である。
- (3)テレワーク 次のア、イのどちらも満たしていること。
- ア 長崎県外の事業者に所属し、就業先からの命令ではなく、自己の意思により長崎市を生活の本拠とし、テレワークにより就業先の業務を行う。
 - イ 内閣府が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属事業者から当該移住者に資金提供されていない。
- (4)創業 長崎県内で個人事業の開業又は法人の設立を行っている。
- (5)事業承継 長崎県内の事業者から事業承継し、新たにその事業者の代表となっている。
- (6)事業所の移転 長崎県内に個人事業又は法人の事業所を移転している。
- □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■
- ### 6 2人以上の世帯員の要件
- (1)補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。ただし、世帯員が移住元において胎児であった場合は、同一世帯に属していたものとみなす。
- (2)補助対象者を含む2人以上の世帯員^{※5}が補助金の交付申請日において、同一世帯に属している。
- (3)補助対象者を含む2人以上の世帯員^{※5}がいずれも補助金の交付申請日において転入から3カ月以上1年以内である。
- (4)補助対象者を含む2人以上の世帯員^{※5}がいずれも暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない。
- ※1... ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
- ※2...学校教育法に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校(農業大学校は除く。)並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校のこと
- ※3...内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用し、就業した者であって、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職を前提とした雇用でない場合は、2-(1)、(5)及び(6)を満たすこと
- ※4...長崎市、長与町、時津町
- ※5...移住元において胎児であった者であって、移住後に出生したものを含む



補助金申請時の書類

1-1 共通で必要となる書類

- 補助金交付申請書(要綱第1号様式)
- 本市の住民票謄本
- 本市の市税を滞納していないことの証明書(完納証明書)
- 申請者の写真付き身分証明書
- 日本国籍を有しない場合は、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

(1) 単身者の場合

- 移住元の住民票謄本、住民票の除票の写し^{※1}又は戸籍の附票の写し

(2) 2人以上の世帯の場合

- 移住元の住民票謄本又は住民票の除票の写し^{※1}
- 世帯員が移住元で胎児であった場合は、母子健康手帳の写しなど

1-2 通勤していたことを証明する書類

(1) 雇用保険の被保険者だった場合

次のいずれかの書類。ただし、当該書類で確認できない場合は、次のいずれかの書類と本人の申立書

- 東京23区で通勤していた法人等が交付した雇用保険加入期間、在勤地及び在勤期間が分かる証明書^{※2}
- 雇用保険被保険者離職票の写し
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
- 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し

(2) 法人経営者だった場合

- 登記簿謄本ほか東京23区での在勤地及び5年間の在勤期間の分かる証明書

(3) 個人事業主だった場合

- 確定申告書の写しほか東京23区での在勤地及び5年間の在勤期間の分かる証明書

(4) 大学等の通学期間を対象期間とする場合

- 大学等が発行する卒業証明書等在学期間や卒業校の分かる書類

2 就業の場合に必要な書類

- 就業証明書(要綱別表の第2号様式)

3 テレワークの場合に必要な書類

- 就業証明書(要綱別表の第3号様式)

4 創業の場合に必要な書類

- 創業支援金の交付決定通知書の写し
(個人事業主の場合)
- 個人事業の開業届出書又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し
(法人経営者の場合)
- 法人設立届出書又は法人設立(設置)届の写し

5 関係人口の場合に必要な書類

(1)の要件を満たすもの

要件	書類
P2 5-(1)-ア	-
P2 5-(1)-イ	<input type="checkbox"/> 居住していた自治体の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
P2 5-(1)-ウ	<input type="checkbox"/> 卒業証書の写し、在学証明書又は在学時の成績表
P3 5-(1)-エ	<input type="checkbox"/> 事業所の退職証明書又は雇用保険離職票の写し
P3 5-(1)-オ	<input type="checkbox"/> 寄附金受領証明書の写し
P3 5-(1)-カ	<input type="checkbox"/> 自治体が発行する領収書、証明書等寄附または出資を行ったことがわかる書類
P3 5-(1)-キ	<input type="checkbox"/> 事業計画書、契約書等事業実施に関わっていたことがわかる書類
P3 5-(1)-ク	<input type="checkbox"/> 事業者が発行する領収書、証明書等寄附または出資を行ったことがわかる書類
P3 5-(1)-ケ	<input type="checkbox"/> 市民活動団体の会員名簿
P3 5-(1)-コ	-
P3 5-(1)-サ	<input type="checkbox"/> 長崎商工会議所が発行する合格を証明できるもの
P3 5-(1)-シ	<input type="checkbox"/> 会員証等加入を証明できる書類

(2) 就業の場合

- 就業証明書(要綱別表の第2号様式)

(3) テレワークの場合

- 就業証明書(要綱別表の第3号様式)

(4) 創業の場合

- 〈個人事業主の場合〉
- 個人事業の開業届出書又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し
- 〈法人経営者の場合〉
- 法人設立届出書又は法人設立(設置)届の写し

(5) 事業承継の場合

- 〈個人事業主の場合〉
- 個人事業の開業届出書又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し
- 〈法人経営者の場合〉
- 異動届出書又は法人異動届の写し

(6) 事業所移転の場合

- 〈個人事業主の場合〉
- 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し
- 〈法人経営者の場合〉
- 異動届出書又は法人異動届の写し

^{※1}...住民票の除票の写しで要件を証明できない場合は、戸籍の附票の写しが必要となり、いずれでも証明できない場合は、戸籍の附票の除票の写しまたは居住の経過を記載した理由書が必要

^{※2}...退職証明書、就業証明書など

注意事項(補助金の返還について)

補助金の交付を受けた方が、次のいずれかに該当するときは、**当該補助金を一括返還していただきます**。また、返還が発生した場合、当該補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、**年10.95%の加算金が発生します**ので申請にあたってはよくご検討ください。

- 1 補助金の申請日から5年以内に長崎市から転出したとき
- 2 補助金の申請日から1年以内に長崎県が運営する就職支援マッチングサイトに掲載された法人を退職したとき
- 3 創業支援金の交付取消を受けたとき

【例】100万円交付を受けた方が受領から2年後に長崎市から転出した場合 ⇒ ●補助金返還額：100万円 ●加算金額：約22万円